

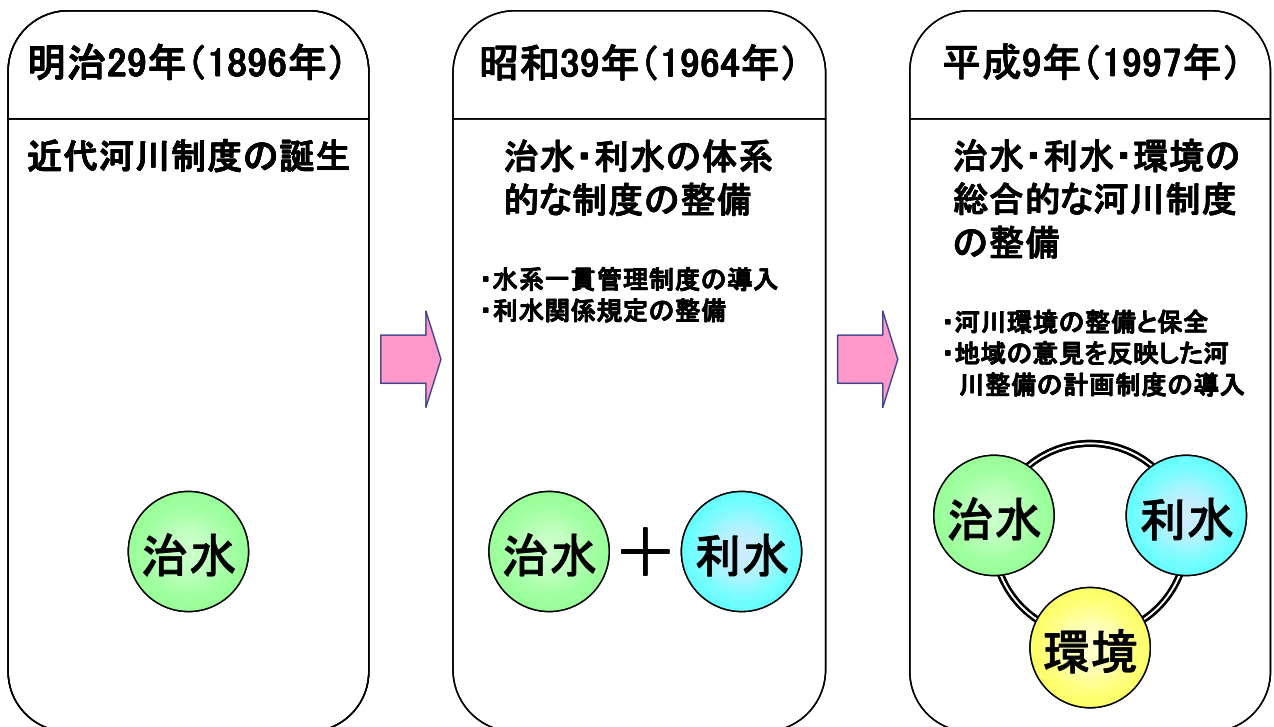
椎津川流域懇談会の設立主旨について

我が国の河川制度は、明治 29 年に旧河川法が制定されて以来、幾たびかの改正を経て現在に至っており、平成 9 年の河川法改正では、環境に関する近年の国民のニーズの増大等を踏まえて、『治水・利水・環境の総合的な河川制度の整備』を目的として謳っています。

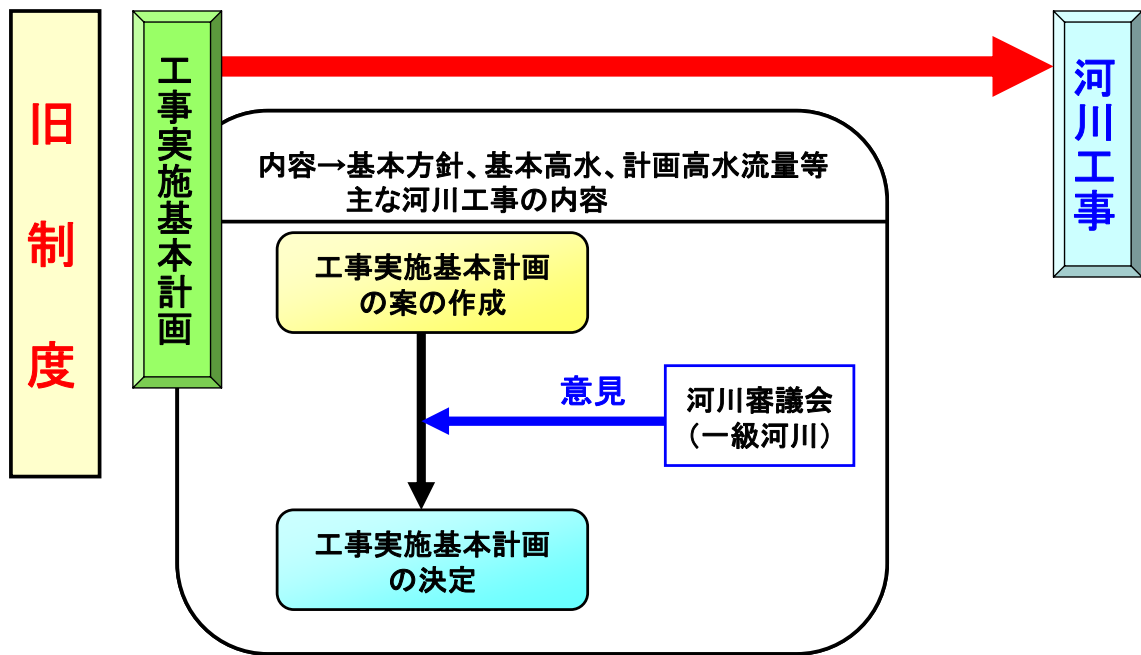
また、河川整備の計画について、河川整備の基本となるべき方針に関する事項（河川整備基本方針）と、具体的な河川整備に関する事項（河川整備計画）に区分し、後者については、地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映する手続きを導入することとなっています。

このような背景から、千葉県では、県が作成した『河川整備計画（原案）』に対し、地域住民や学識経験者等から広く意見を聴き、その意見を反映する場として「流域懇談会」等を設立して、検討を進めることとしております。

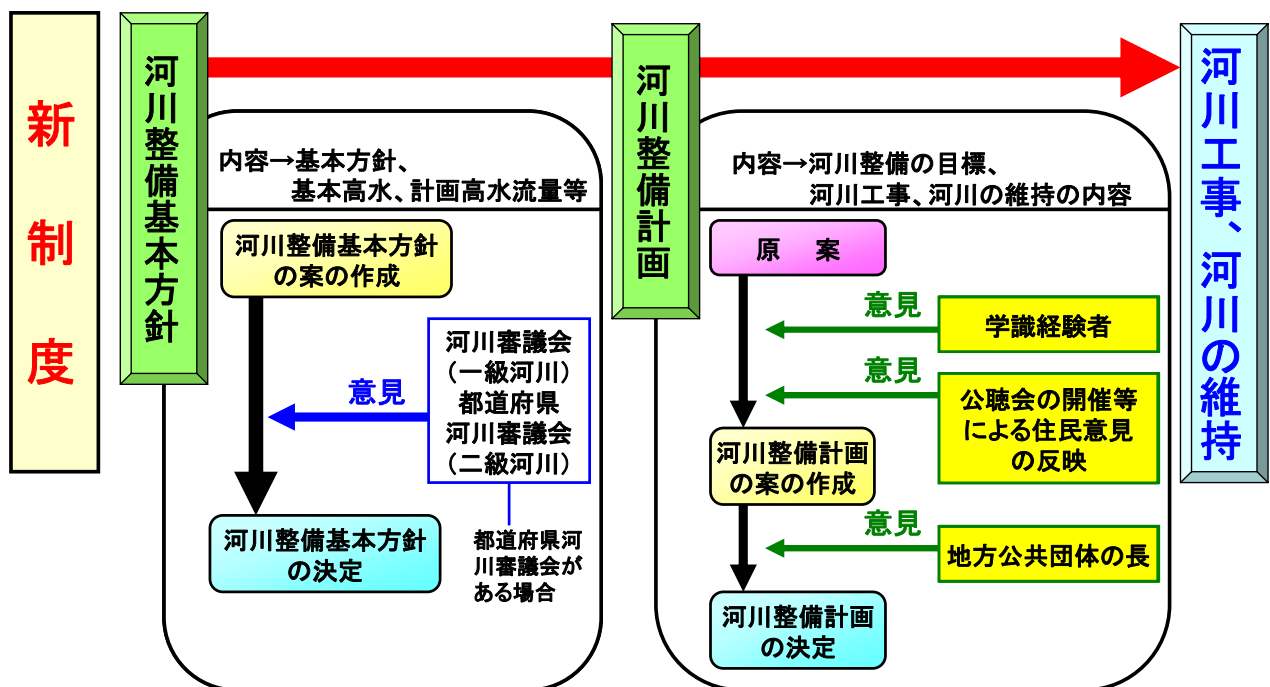
これらの主旨に則り、今回、本^{しいづがわ}椎津川水系においても、地域住民、地元自治体、河川管理者等が一同に会して情報を共有し、今後の川づくりに関する意見交換を行う場として、『椎津川流域懇談会』を設立するものである。



河川法の歴史



河川法改正前の計画制度



新しい河川制度の手続き

(参考資料)

河川法の抜粋

(河川整備基本方針)

第 16 条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（次条において「河川の整備」という。）についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という。）を定めておかなければならない。

2 河川整備基本方針は、水害発生の状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、かつ、国土総合開発計画及び環境基本計画との調整を図って、政令で定めるところにより、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定めなければならない。

5 河川管理者は、河川整備基本方針を定めたときは、延滞なく、これを公表しなければならない。

(河川整備計画)

第 16 条の 2 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあつては、当該公害防止計画との調整を図って、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保出来るように定めなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講じるように特に配慮しなければならない。

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験者を有する者の意見を聴かなければならない。

4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

6 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、延滞なく、これを公表しなければならない。